

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：

下水道事業費特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	平成2年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	境港市	職員数 (H22. 4. 1現在)	11
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	554（平成21年度）	財政力指数	0.55（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	91.3％（平成21年度）	実質公債費比率（％）	18.7％（平成22年度）
		将来負担比率（％）	121.8％（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公営企業健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	境港市長 中村勝治
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 平成19年度～平成28年度、境港市中期財政計画 平成20年度～平成24年度
公表の方法等	市ホームページにて公開予定
基本方針	将来の適正な公債費への収束を意図した市債借入額の上限額を設定（H22 416.2、H23 445.0、H24 435.9、H25 644.6、H26 709.0百万円）し、原則、毎年度遵守することによって公債費管理の徹底を図る。使用料で維持管理費をすべて賄い、公債費の伸び相当額は使用料等の収入で賄う努力を行う。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		32,856.2		32,856.2
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債		32,857		32,857
合 計 (A)			32,857		32,857
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			32,857		32,857

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>処理場の位置が市の最南端にあるため、下水道の整備が人口集中地区（市の北側）に入るまで、供用開始後16年を要した。また、処理場の地盤高が高いため、マンホールポンプ場等で下水をポンプアップする必要がある。</p> <p>また、昭和58年の処理場の建設時には、全体計画人口54,000人、計画処理水量72,000m³/日（平成22年度の事業認可拡大では、全体計画人口30,300人、計画処理水量26,500m³/日に変更）と見込んで設計しており、処理場等の初期資本投資が大きく、結果として汚水処理原価が類似団体よりも割高となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 下水道使用料の適正化</p> <p>使用料単価は類似団体の平均を上回っているが、汚水処理原価が割高であるため、普及率は49.5%（平成21年度末）であるが、汚水資本費への算入率（維持管理費100%、資本費19.6%）が低いため、3年に1回、使用料の改定を行う。</p>
	<p>課 題 水洗化率の向上</p> <p>水洗化率が近年低下傾向となっている。下水道を整備しても、1割以上の世帯が未接続の状態であり、接続世帯との不公平感が生じている。平成19年度から、下水道未接続世帯の調査をしており、排水設備未設置の理由を把握するとともに、訪問等を行い、水洗化率の向上を図る。</p>
	<p>課 題 処理場施設の維持管理費の削減</p> <p>処理場施設を計画的に修繕と更新を行い、施設の延命化により、建設コストを縮減する。</p>
	<p>課 題 徴収率の向上</p> <p>平成18年度から徴収強化日を設けて徴収率の向上に努めているほか、平成19年度からは悪質滞納者に対して差押えを執行し、徴収率が向上している。今後も引き続き徴収率の向上に努める。</p>
	<p>課 題 人件費の削減</p> <p>平成13年10月から、24時間体制の運転管理業務を（社）境港水産加工汚水処理公社に委託し人件費の削減に努めている。今後も委託内容を精査しながら、人件費の削減に努めていく。</p>
	留意事項

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し(法非適用企業)
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画2年度)	平成24年度 (計画3年度)	平成25年度 (計画4年度)	平成26年度 (計画5年度)
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	654	510	794	888	907	955	980	1,009	1,096	1,064
		(1) 営 業 収 益 (B)	286	301	338	349	357	380	396	406	442	451
		ア 料 金 収 入	251	259	293	299	303	327	343	350	379	388
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	(35)	(42)	(45)	(50)	(54)	(52)	(53)	(56)	(63)	(64)
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	368	209	456	539	550	576	584	603	654	613
	ア 他 会 計 繰 入 金	302	153	390	479	493	505	503	523	574	524	
	イ そ の 他	67	56	66	60	57	70	80	80	80	88	
	2 総 費 用 (D)	652	633	647	613	600	587	590	575	574	565	
	(1) 営 業 費 用	192	190	201	187	208	211	209	205	215	212	
	ア 職 員 給 与 費	54	42	47	41	45	42	42	42	35	35	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	138	148	154	146	163	169	167	163	180	177	
	(2) 営 業 外 費 用	461	443	446	426	392	376	381	370	359	353	
ア 支 払 利 息	(20)	(22)	(21)	(21)	(20)	(18)	(19)	(19)	(18)	(18)		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	379	366	360	348	314	286	279	269	259	253		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1		
イ そ の 他	62	55	65	57	57	72	82	82	82	82		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2	123	147	275	307	368	390	434	523	499		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,206	1,310	1,214	1,689	1,816	1,106	1,167	1,105	1,576	1,759
		(1) 地 方 債	563	656	642	1,018	976	389	445	436	645	709
		(2) 他 会 計 補 助 金	484.11	420	250	365	382	403	388	342	336	374
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	111	144	240	221	368	253	273	266	534	614
		(6) 工 事 負 担 金	47	90	82	85	90	61	61	61	61	61
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,208	1,313	1,395	1,962	2,124	1,474	1,557	1,539	2,098	2,257	
	(1) 建 設 改 良 費	568	642	767	665	908	747	829	816	1,318	1,470	
	ウ ち 職 員 給 与 費	38	40	39	47	37	40	40	40	40	40	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	639	671	628	1,295	1,215	726	726	721	778	785	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2	3	181	273	309	368	390	434	523	499		

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画2年度)	平成24年度 (計画3年度)	平成25年度 (計画4年度)	平成26年度 (計画5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	126	34	2	2	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出に充てた地方債 (Y)	0	127	33	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出に充てた他会計繰入金 (Z)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(Y)+(Z) (N)	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)										
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	50.6	39.1	62.3	46.5	50.0	72.8	74.5	77.8	81.1	78.8
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	286	301	338	349	357	380	396	406	442	451
地方財政法による資金不足比率 ((R)/(S) × 100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
地 方 債 残 高 (X)	12,772	12,885	12,933	12,656	12,425	12,088	11,808	11,523	11,424	11,395

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画2年度)	平成24年度 (計画3年度)	平成25年度 (計画4年度)	平成26年度 (計画5年度)
収 益 的 収 支 分	336	195	435	529	547	558	557	579	637	588
うち基準内繰入金	310	181	327	426	473	558	557	579	637	588
うち基準外繰入金	27	14	108	103	73	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	484	420	250	365	382	403	388	342	336	374
うち基準内繰入金	109	100	80	75	74	49	36	36	37	38
うち基準外繰入金	375	320	170	290	307	354	352	306	299	336
合 計	821	615	685	894	928	961	945	921	973	962

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率 (%)	31.0	26.7	24.9	22.6	20.1	33.2	34.0	31.6	32.7	33.5	
資本費 (円又は%)	460	332	458	549	554	538	520	502	512	501	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	50.6	39.0	62.2	46.8	50.0	71.1	74.7	78.4	83.1	81.1	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	51.5	38.2	54.8	59.6	60.3	58.4	56.8	57.4	58.1	55.3
	うち基準内繰入金 (%)	47.3	35.5	41.2	48.0	52.2	58.4	56.8	57.4	58.1	55.3
	うち基準外繰入金 (%)	4.1	2.7	13.6	11.7	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	40.2	32.1	20.6	21.6	21.0	36.5	33.3	31.0	21.3	21.3
	うち基準内繰入金 (%)	9.0	7.6	6.6	4.4	4.1	4.4	3.1	3.3	2.4	2.2
	うち基準外繰入金 (%)	31.1	24.4	14.0	17.2	16.9	32.0	30.2	27.7	19.0	19.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	3年に1回、料金改定を実施(+5.8%)。有収水量の伸びを、平均40千m ³ /年程度と見込み、使用料の増加を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	公債費の増加が見込まれる平成25年度を除き、10～20百万円/年程度、繰入額の圧縮を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	広域連携の観点から、平成23年度より隣接する米子市の一地域から汚水を40千m ³ /年程度受け入れる予定である。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「定員管理・給与適正化計画」を策定し、職員数については現状維持で純減はないが、計画通りとなっている。 平成21年度から職員数を1名削減の11名とした。
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月に俸給表の見直しを行なった。 給与の独自カット(平成22年度:平均2.1%)を継続中である。 地域手当は非支給地である。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		(技能労務職員なし)
退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> 退職時特別昇給については、平成16年12月で廃止。 退職者数の平準化を図るために一時的に導入した早期退職者を対象とした特例割増は平成21年度末で失効。
福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員等共済組合法に基づく、事業主負担のみ行っている。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に実施した処理場の改築診断調査を基に、処理場施設を計画的に修繕と更新を行い、施設の延命化を図り、維持管理費を削減する。 処理場の増設については、処理能力と流入水量を比較検討し、できるだけ費用対効果が上がる時期に事業を実施する。 汚泥のリサイクル化(セメント原料、肥料)により、汚泥処理単価を約24%～30%削減した。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<ul style="list-style-type: none"> 民間的経営手法等の導入を行い、既成概念にとらわれない、客観的認識にたった見直しを行う。 平成13年10月から、24時間体制の運転管理業務を(社)境港水産加工污水处理公社に委託している。 委託内容を精査し、平成19年度から、委託料(人件費)を2%カットした。引き続き、委託費の削減に努める。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		本市の下水道事業は処理場等に対する初期資本投資が大きかったこと、処理場の位置等の問題により汚水処理原価が高く、経営状況を悪化させる原因となっている。 3年に1回、料金を見直すことにより、適正な料金水準へ引き上げを行う。 なお、当初計画に対して有収水量の伸びが少なかったことにより、料金収入についても見込みに対して減少しているため、「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「年度別目標」において、平成25、26年度の使用料引き上げの改善効果額を、「当該年度の使用料収入 ÷ (1+0.058) × 0.058」で算出した(0.058 = 前回改定率と同率)。
料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		行政改革大綱に基づく取組みを実施しており、積極的に情報公開を推進していく方針である。 下水道事業の制度説明会を随時開催し、下水道の制度のみではなく経営状況等についても説明を行い、市民の理解を求めている。
経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化や財務状況については、下水道料金等審議会の資料のみで公開しているので、今後は定期的にHPで公開する方針である。
行政評価の導入		平成18年度から、行政評価システムの導入により、事業評価調書を作成しHPで公開している。
4 その他		水洗化の向上:平成19年度から、下水道未接続世帯の各戸訪問を行い、未接続の状況を把握するとともに、早期に下水道に接続するよう指導を行っている。 夜間徴収:徴収強化日を設定して夜間徴収を実施している。 財産差押:平成19年度3件、平成20年度46件、平成21年度17件

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	処理場施設の修繕と更新を計画的に行い、施設の延命化を図ることで維持管理費の削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	の経営課題で上げたように、汚水処理原価が割高であるため、使用料の資本費への算入率が低い。まずは、3年に1回、料金改定を行うことにより、料金の適正化に努める。さらに徴収率及び水洗化率の向上を図り、経営の効率化を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰入金は、今後、維持管理費及び資本費の増加に伴い、年々増加する。受益者負担の原則に立ち、利用者等に対し十分な説明を行い、適正な料金改定を実施し、極力一般会計からの基準外繰入を抑制する。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				302,519	327,386	343,000		350,000	379,300	387,500		
		改善効果額						0	0	0	20,793	21,243	42,036	
		有収水量の増加												0
		使用料の適正化									20,793	21,243	42,036	
		収納率の向上												0
	その他 ()												0	
	改善効果額												0	
	経営の効率化	管理運営費												0
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													0
	改善効果額												0	
	職員給与費の適正化												0	
	維持管理費(上記以外)の適正化												0	
	その他 ()												0	
	改善効果額												0	

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を に記入すること。

- 「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)	
使用料適正化の考え方	3年に1回、下水道使用料を改定し、増収を図る。
民間委託の取組状況	24時間体制の運転管理業務を(社)境港水産加工汚水処理公社に委託することにより、人件費の削減に努めている。
その他に記入された項目に関する取組等	汚泥のリサイクル化により、汚泥処分費単価を約3割削減。

延長計画改善効果額 合計 A	42,036
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	42,036
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	